

2024

令和6年度家畜伝染性疾病サーベイランス年報

令和6年度

家畜伝染性疾病サーベイランス年報

農林水産省消費・安全局動物衛生課

農林水産省消費・安全局動物衛生課

令和6年度 家畜伝染性疾病サーベイランス年報

農林水産省消費・安全局動物衛生課



巻頭言

我が国の畜産の安定と発展を支えるためには、家畜の健康を守り、安全な畜産物を継続的に供給していくことが不可欠です。加えて、輸出を含めた国際的な発展を進める上でも、家畜伝染性疾病的発生防止と侵入防止は極めて重要です。我が国では口蹄疫や豚熱、高病原性鳥インフルエンザといった重大な家畜伝染性疾病的発生に対し、生産者、業界、政府が一丸となって疾病の制御や撲滅に尽力してきています。

2024年の冬季には、高病原性鳥インフルエンザの発生が広い地域で相次ぎ、14道県で51事例が確認されました。2025年の冬季も発生が見られており、各地域で迅速な通報と防疫措置の徹底が図られています。豚熱は、ワクチン接種等により発生数が減少する一方、依然として流行は継続しています。そこで、関係者が一丸となって、今後の対策を推進するため、豚熱清浄化への道筋を示す豚熱清浄化ロードマップが2025年6月に策定されました。また、2024年11月には、国内でランピースキン病が初めて報告され、関係者間の連携や検査体制の整備が急速に進められたところです。

一方で、世界の状況をみると、口蹄疫やアフリカ豚熱など、我が国では発生していない伝染性疾病的についても、アジア・ヨーロッパ各地での発生が継続・拡大しています。アフリカ豚熱については、2025年10月に台湾での発生が確認され、我が国がアジア唯一の清浄国となりました。近年の訪日・在留外国人の増加に伴い、これらの伝染性疾病的の国内への侵入リスクも高まっています。このため、水際対策を強化するとともに、国内での警戒・監視を高いレベルに維持することが重要です。水際における侵入防止対策においては、国際空港や国際郵便局における動物検疫の他、国内の外国食料店における違法輸入畜産物の緊急調査を実施する等、さらなる強化を図っています。

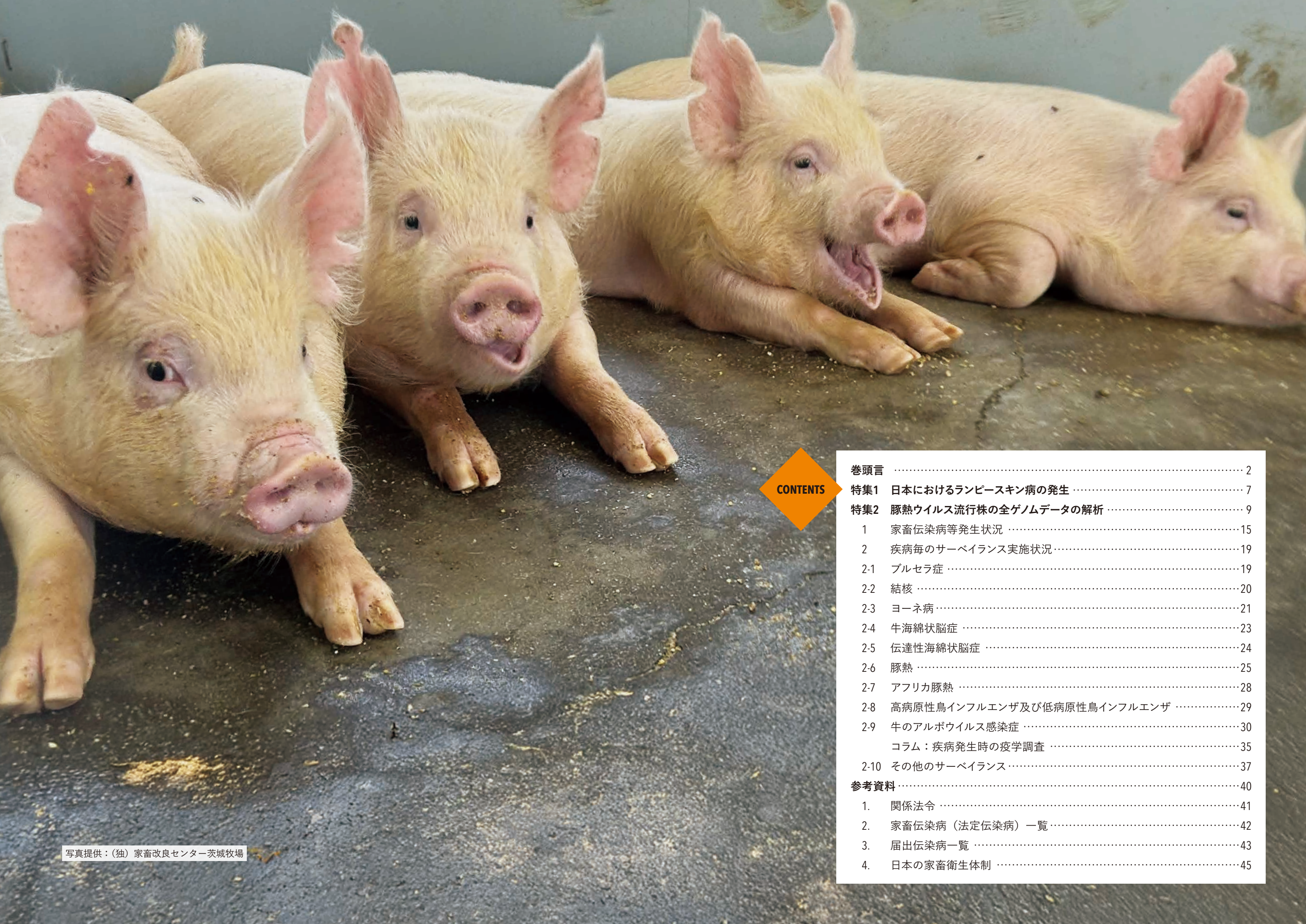
このような背景を踏まえ、農林水産省では、重要な家畜の伝染性疾病的の侵入・発生を監視するため、毎年サーベイランス計画を作成し、都道府県の協力により家畜伝染性疾病的サーベイランスを実施しています。この家畜伝染性疾病的サーベイランス年報には、国内外の皆様に我が国の家畜の伝染性疾病的をめぐる現状を広く知っていただくことを目的として、監視伝染病的の発生状況、サーベイランス結果のほか、最近のトピックスを掲載しています。この年報が家畜衛生に携わる全ての皆様に活用されることを期待しています。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
沖田 賢治

ご利用上の注意

本書は、原則として2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日）に実施された家畜伝染性疾病サーベイランス等についてまとめたものです。疾病発生状況やサーベイランス結果については、年次での報告が求められているものと、年度での報告が求められているものがあるため、本書では、項目に応じ、年度または年次で集計した数値を掲載しています。年次集計の数値については「年」、年度集計の数値については「年度」と明記した上で記載していますので、ご利用の際はご注意ください。

最新の疾病の発生情報等については農林水産省のウェブサイトもご確認ください。本書内に記載したウェブサイトのURLやQRコードは本書発行時点のものであり、今後変更、削除される場合もあります。



CONTENTS

巻頭言	2
特集1 日本におけるランピースキン病の発生	7
特集2 豚熱ウイルス流行株の全ゲノムデータの解析	9
1 家畜伝染病等発生状況	15
2 疾病毎のサーベイランス実施状況	19
2-1 ブルセラ症	19
2-2 結核	20
2-3 ヨーネ病	21
2-4 牛海綿状脳症	23
2-5 伝達性海綿状脳症	24
2-6 豚熱	25
2-7 アフリカ豚熱	28
2-8 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ	29
2-9 牛のアルボウイルス感染症	30
コラム：疾病発生時の疫学調査	35
2-10 その他のサーベイランス	37
参考資料	40
1. 関係法令	41
2. 家畜伝染病（法定伝染病）一覧	42
3. 届出伝染病一覧	43
4. 日本の家畜衛生体制	45

日本におけるランピースキン病の発生

2024 年11月6日、我が国初となるランピースキン病の発生が福岡県糸島市内で確認されました。その後、福岡県の19農場、熊本県の3農場で発生が確認されました。

ランピースキン病とは

ランピースキン病は、ポックスウイルス科カプリポックスウイルス属のランピースキン病ウイルスによる牛と水牛の伝染性疾病です。病名の「ランピー」は「こぶのある」という意味で、その名のとおり、皮膚に多数の丘疹ができるのが特徴です（図表特1-1）。発熱、食欲不振、乳量低下などが認められることもあります。死亡することはまれで、皮膚の病変もいずれは治癒します。サシバエやアブといった吸血性昆虫がウイルスを媒介することが主な感染経路です。感染牛との直接接触や、ウイルスで汚染された飼料・水・器具などを介してうつる場合もあるとされています。

図表特1-1 ランピースキン病発症牛の皮膚病変



世界的な流行状況と日本国内での発生

ランピースキン病は1920年代にアフリカで初めて報告され、その後長らくアフリカ地域だけで流行していました。しかし2010年代以降に中東諸国へ広がり、2015年頃にはトルコ経由で東ヨーロッパにまで波及しました。その後、2019年に中国、インド等で発生が確認され、急速にアジア地域に拡大し、2023年10月には隣国の韓国で初めて発生が確認されました。

韓国での発生により、我が国における発生リスクが高まったことを踏まえて、農林水産省は2024年1月にランピースキン病防疫対策要領を定めました。また、同年7月には、緊急接種用ワクチン20万ドーズを輸入して備蓄しました。

こうした中、2024年11月6日、福岡県の乳牛農場で国内で初めてランピースキン病の感染が確認されました。その後、2024年11～12月にかけて福岡県内で次々と感染牛が見つかり、また熊本県でも感染が確認されました。

2024年末の最終発生までに福岡県で19農場、熊本県で3農場の合計22農場における発生が確認されています。発生農場では、防疫対策要領の規定に従って、発症牛の隔離やと畜場への出荷自粛等によりウイルスが広がらないよう対策がとられました。さらに、福岡県では、2024年11月21日から発生農場の周囲半径20km以内の農場を対象にワクチン接種が開始され、周辺農家の協力のもと接種が進められました。2024年12月26日を最後に一連の発生は終息しています（図表特1-2）。

図表特1-2 国内におけるランピースキン病の発生状況

	発生場所	発生日	用途
1	福岡県糸島市	2024/11/6	乳用牛
2	福岡県糸島市	2024/11/6	乳用牛
3	熊本県菊池地域	2024/11/9	乳用牛
4	福岡県糸島市	2024/11/10	乳用牛・肉用牛
5	福岡県糸島市	2024/11/13	乳用牛
6	福岡県糸島市	2024/11/13	乳用牛
7	福岡県糸島市	2024/11/13	乳用牛
8	福岡県糸島市	2024/11/13	乳用牛
9	福岡県糸島市	2024/11/14	乳用牛
10	福岡県糸島市	2024/11/25	乳用牛
11	福岡県糸島市	2024/11/27	肉用牛
12	福岡県糸島市	2024/11/28	乳用牛
13	福岡県那珂川市	2024/11/29	乳用牛
14	福岡県糸島市	2024/11/30	乳用牛
15	福岡県糸島市	2024/12/3	乳用牛
16	福岡県福岡市	2024/12/3	乳用牛
17	福岡県糸島市	2024/12/5	乳用牛
18	福岡県朝倉市	2024/12/5	乳用牛
19	福岡県糸島市	2024/12/6	乳用牛
20	熊本県菊池地域	2024/12/8	乳用牛・肉用牛
21	福岡県糸島市	2024/12/18	肉用牛
22	熊本県菊池地域	2024/12/26	肉用牛

防疫対策のポイント

畜産農家は日々牛の健康観察を行い、皮膚の病変など疑わしい症状を見つけたら直ちに家畜保健衛生所へ通報することが重要です。

吸血昆虫による伝播が主な感染経路であることから、吸血昆虫対策も非常に重要です。吸血昆虫の中でも、日中をとおして吸血することや、雄雌ともに吸血することなどから、サシバエが最も警戒すべき昆虫と考えられています。（図表特1-3）

気温が上がり成虫が活発になる春はリスクが高まるため、冬季に幼虫対策を行うことで成虫の数を減らすことが有効です。

国内侵入のリスクの高まりや発生時の迅速な対応の必要性を鑑みて、より強力な防疫措置が必要と判断されたことから、2025年7月28日に、本病に感染した牛（患畜）や症状が出ている牛（疑似患畜）について、殺処分命令等法定伝染病と同程度の措置を講じることができるよう制定した政令が施行されました。このことにより、将来の流行に備えて、ワクチン接種の義務化等、より有効な対策の整備が可能となりました。

図表特1-3 サシバエ



提供：九州大学 藤田龍介

豚熱ウイルス流行株の全ゲノムデータの解析

豚熱は 豚熱ウイルスによる豚とイノシシの感染症で、日本では2018年から流行しています。

豚熱対策

農場での感染予防対策としてワクチン接種が義務付けられていますが、生まれたての子豚にはワクチンを接種できないことなどから、野生イノシシの感染が認められている地域では散発的な感染が起こっています。このため、野生イノシシの間でどのように豚熱ウイルスが流行しているのかを知ることは、感染予防や将来の清浄化対策の検討のために重要です。

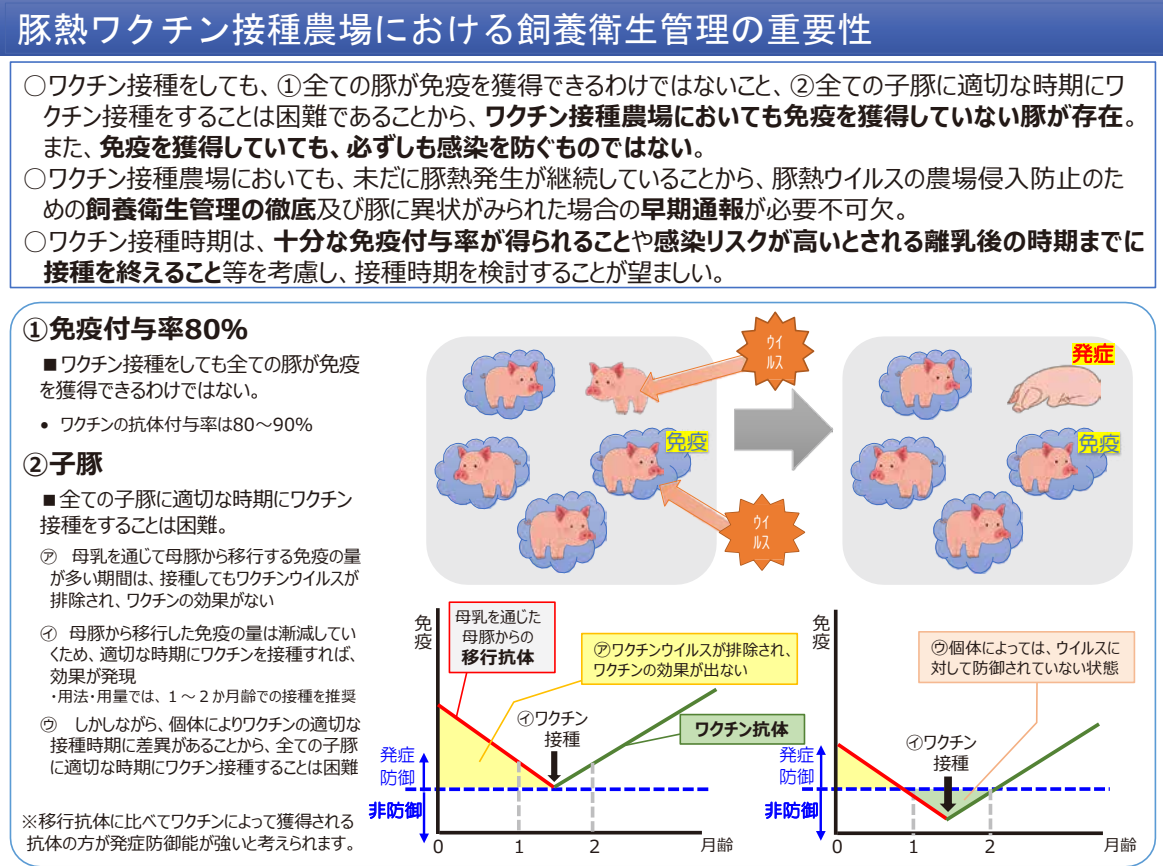
これまでに確認された全ての発生農場については、農場の飼養豚から血液などの検査材料が採材され、豚熱ウイルスの感染の有無について検査が行われます。陽性だった検体は東京都小平市にある農研機構動物衛生研究部門海外病研究拠点に送られ、次世代シーケンサーを使って豚熱ウイルスの全ゲノム情報（およそ1万2千塩基）が明らかにされています。また、全国の都府県で実施されている野生イノシシのサーベイランスで陽性となった個体については、血液等の材料を都府県から収集し、これらの一部について同様に全ゲノム解析を行っています。

国内での流行中にウイルスの遺伝子は徐々に変異していくため、ある株で起きた変異を引き継いでいる株を見つけることで、感染拡大した経路を推定することができます。農場と野生イノシシから確認された豚熱ウイルスの全ゲノム情報の塩基配列を比較し、複数株で共有されている塩基変異に従ってウイルス株をグループ分けすること

により、流行株の親子関係を推定しました。推定された親子関係から、すべてのウイルス株について、その株に近縁な親株のうち、地理的に最も近いものとの間の距離をその株の伝播距離として計測しました。こうして得られた伝播距離の分布から、上位1パーセントに含まれる伝播を長距離伝播とし、地図上に表示しました。



図表特2-1 豚熱ワクチン接種について



解析の結果

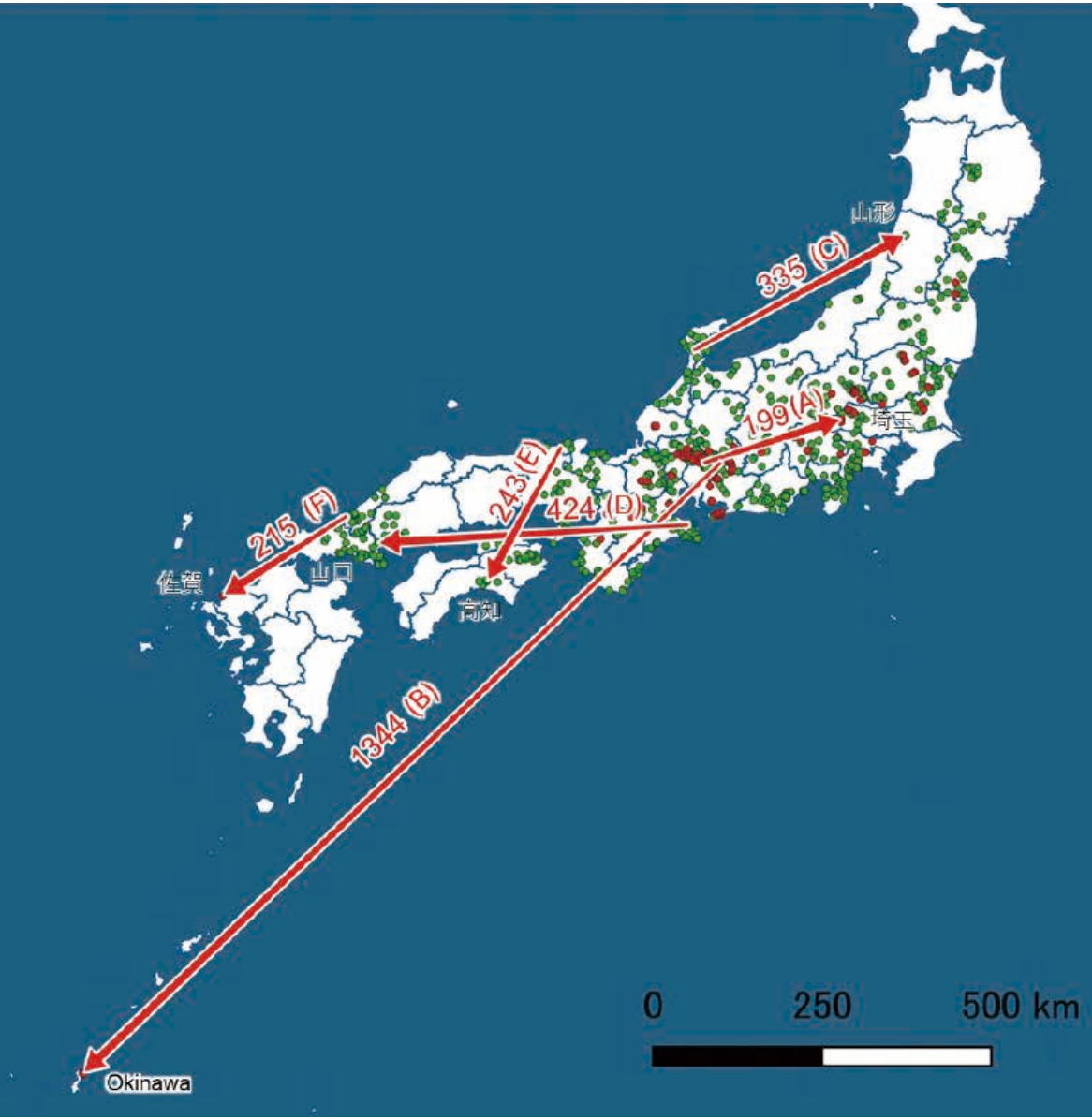
2024年5月までに摘発された92例目までの発生農場由来株100株と、2024年7月までに得られた野生イノシシ由来株585株を解析した結果、図に示す6経路が長距離伝播として特定されました（図表特2-3）。これらのうち、沖縄県への伝播（B）は、加熱不十分な肉製品を含んだ食品残渣が飼料として使用されたことが原因と考えられています。肉製品を含む食品残渣を豚の飼料として使用する場合には必要な加熱条件を満たすことなどが義務付けられていますが、農林水産省は、この感染事例を踏まえて、改めてこの規制を厳守するよう通知を出すなどの対応をしました。一方、イノシシへの長距離

伝播（C、D及びE）は、イノシシの移動やイノシシ間の接触によるとは考えにくいことから、人や車両の移動によって、感染地域のウイルスが遠隔地に運ばれたことによるものではないかと考えられています。

このため、農林水産省は、イノシシが生息する山林などに出入りする場合には、車両のタイヤや靴などの洗浄・消毒を徹底するよう啓発に努めています。

今後、豚熱の感染拡大を防ぐとともに、早期の清浄化を目指すためには、こうした長距離伝播がどのように起こっているかの監視を続けるとともに、こうした伝播の発生を防ぐ対策を徹底する必要があると考えられます。

図表特2-3 豚熱ウイルスの全ゲノム解析によって明らかになった長距離伝播発生時点が古いものからA～Eを付した



図表特2-2 啓発ポスター

狩猟者のみなさまへ
～豚熱対策のお願い～

イノシシで豚熱（旧称：豚コレラ）が発生すると、**その地域のイノシシ肉の利用が制限される可能性**があるなど、**狩猟にも大きな影響**があります。

イノシシで豚熱の感染が「ない地域では**清浄性維持**」「ある地域では**早期の清浄化**」のために！皆さん一人一人の、洗浄・消毒対応が重要です！！

ウイルスがいる場所

- 豚熱感染イノシシが確認された地域は特に注意が必要です。
- 感染したイノシシは糞便中などにウイルスを排出し、環境中（土壌、植物など）を汚染します。
- 環境中にウイルスがいる山に入ると、靴、車両のタイヤ、猟具等に付着して豚熱ウイルスを拡散させるおそれがあります。

感染を広げないために必要な行動

いつ、何をすればいいの？

- 狩猟した後、大きく移動する際に「**洗浄**」「**消毒**」を実施。（具体的には、別の山へ移動するとき、山を降りるとき、移動途中でコンビニなどに立ち寄るときなど。）
- 自家消費用の解体時には、**使い捨て手袋、衛生的な着衣**（レインコート、防護服等）を使用。※レインコートは使い捨て又は洗浄・消毒。
- 解体後の内臓等は、**放置せず二重に袋につみ衛生的に処理**するか、やむを得ない場合は消毒等を適切に行い、公衆衛生の確保等に十分に配慮した上で適切に埋置する。
- 豚熱感染確認区域から、自家消費用を含む肉等を持ち出さない。 ※「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に従ってジビエ利用する場合は除く。
- 自宅に帰ってから特に念入りに「**洗浄**」「**消毒**」を実施。次の猟場にウイルスを持ち込まない。
- 清浄地域と非清浄地域の県境をまたぐ狩猟を自粛。

消毒のポイント（場所、ものなど）

埋却場所、摘獲個体、猟具、靴、手、車両、ハンドル、座席、足下、タイヤ、履物

洗浄・消毒の方法

- **靴の裏、タイヤ周り**
→ブラシ・水などで土などの汚れを落とし、消毒する。
（ウイルスは肉や血液だけではなく、糞尿、唾液等が混じっている土などにも含まれている可能性があります。靴裏やタイヤの溝の土などをブラシ等を使いながら逆性石けん液などで洗い流し、確実に洗浄・消毒します。）
- **器具（ナイフなど）**
→ブラシ・水などで血液などの汚れを落とし、消毒する。
- **消毒方法**
→アルコールスプレーや逆性石けん液等を噴霧器、じょうろ等でかけて行います。手指や衣服、猟具・ナイフなどで消毒薬の二オイや薬の残存が気になる場合はアルコールで。 ※消毒薬は、薬局・ドラッグストア等で販売されています。

※事業等で、高リスクな場所を複数訪問する場合等の衛生対策は自治体担当部署の指示に従ってください。
※死イノシシ発見時は、接触を避け、自治体で検査等を行う可能性があることから、各自治体へ連絡してください。

令和4年8月 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課 農村振興局 農村政策部 豚熱対策・農村環境課
環境省 自然環境局 野生生物課 自然保護管理室

豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします！

STOP! 豚熱

豚熱ってどんな病気？

豚熱はウイルスによる豚・いのししの病気で、人へは感染しません。豚熱は感染力が高いため、養豚農場で豚熱の感染が確認された場合、他の養豚農場への拡散を防ぐため、発生農場の豚を処分することが家畜伝染病予防法で規定されています。

養豚農場の豚への感染を防ぐためには野生いのししと豚との接点を断つとともに、野生いのししにおける豚熱ウイルスの拡散防止が重要です。

豚熱対策には山へ入る皆様のご協力が必要不可欠です！

対策①
靴の泥は山で落とそう
感染いのししの生息する地域の土等にはウイルスが含まれている可能性があります。

対策②
ゴミは持ち帰りましょう
ゴミによりいのししが誘引され、ウイルス拡散リスクが上がります。

対策③
家畜がいる施設には近づかないようにしましょう

対策④
いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡しよう
感染した野生いのししの死体は感染源となります。

豚熱対策にご協力をお願いします。

農林水産省 消費・安全局動物衛生課

